

基本目標4 美しく暮らしやすいまちづくり

1 環境にやさしい社会の形成



施策の目的

住民、企業、行政の参加・協働による美化とともに、美しい田園風景の保全やごみの減量化、豊かな自然環境の保全、地球温暖化防止などに努めます。

現状と課題

【美しいまちづくりの背景】

- 町では行政に携わる者、町及び民間企業の関係者がそれぞれの責任を自覚し、互いに協力しあって、美しく魅力あるまちを実現するために、「美しいまちづくり推進条例」を制定しています。
- 美しいまちは、人々の定住意欲を高め、また町外の人達を惹きつけ、快適な暮らしとまちを発展させる原動力になります。しかしながら、社会経済の変化や地域社会の意識変化などにより、田畑の荒廃、雑種地や荒廃建造物の増加、不法投棄など、まちの美観を損なう現象が目立つようになりました。

【環境美化対策】

- 田布施町快適環境づくり推進協議会を中心に、美しいまちづくりの推進のための意識、啓発及び事業を展開してきました。毎年5月の第2日曜日を「環境美化推進日」と定め町内一斉清掃を実施し、各公民館を中心に「地域環境美化モデル事業」として環境美化活動を計画的に実施しています。
- 5月から10月の第4日曜日に詩情公園美化活動ボランティアを実施していますが、参加者が限られている状況です。
- 6月の環境月間に県柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）と合同で町内の不法投棄重点箇所の不法投棄監視パトロールを実施しています。また、不法投棄の通報があれば職員などにより速やかに回収し、啓発用看板を設置していますが、不法投棄を防ぐための柵やネットの設置、防犯カメラの設置などの対策が必要となっています。

【美しい景観づくり】

- 田布施町農業委員会による農地法に基づく各種許可制度の適切な運用によって農用地の確保ができ、農地中間管理機構と連携した農地の流動化を推進する体制ができています。また、美しい田園風景の維持を支援していますが、各地域の環境保全会などの役員の高齢化、担い手・後継者不足による組織の運営体制が課題となっており、非農家、都市住民を含めた地域内外からの協力体制の構築が必要となっています。

【自然環境の保全】

- 木材価格の低迷、森林所有者の高齢化、所有者が近接して居住していないことにより森林整備の関心が薄れており、新たに法制化された森林経営管理制度の着実な実行とともに、収益性のある森林の把握や森林所有者に対する事業活用を促す必要があります。
- 現状の森林組合による森林整備事業に加え、森林の現状や要整備箇所の把握及び調査を行えるよう、森林環境譲与税を基金化し、その活用を見込んでいます。
- 地元自治会に登山路美事業として、登山道の管理委託を行っています。今後も継続して、地元をお願いする必要があります。
- 「田布施町鳥獣保護管理事業計画」との連携、森林法に基づく開発許可制度及び保安林制度の実施、県許可権限及び市町委譲事務との連携などを進めています。また、鳥獣保護区については、「田布施町鳥獣被害防止計画」及び他市町の被害状況を踏まえ今後も見直しを検討する必要があります。

【廃棄物対策】

- 「可燃ごみ」は、1市3町で構成する周東環境衛生組合の「清掃センター」で焼却処理を行っていますが、昭和61年に稼動開始した施設の老朽化が進んでいます。
- 「不燃ごみ」や「資源ごみ」は、平生町と構成する熊南総合事務組合の「資源活用センター」で資源ごみや埋立ごみに分別処理しています。
- 平成30年度に旧ごみ焼却施設（元熊南環境衛生組合の可燃物焼却場）の解体工事を実施しています。
- 大規模災害にともなって発生する災害廃棄物への対応が課題となっています。

【環境保全対策】

- 町内7河川及び鳥越地区の井戸水2箇所について毎年7月と11月に水質検査を実施しています。
- 町内に工場などを新設された企業と公害防止協定を締結しています。
- 合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付しています。
- 土砂などによる埋立てなどに起因する環境への影響及び災害の発生を防止する必要があります。

【FIT法による太陽光発電施設の適切な設置・運営】

- 土地などに自立して設置される、「FIT法」に規定する太陽光発電設備の設置について、生活環境や自然環境などに配慮して適切な管理運営を実施する責務などを規定した「田布施町太陽光発電施設の設置・管理に関する要綱」を令和2年度に制定し、電気事業者などに対し設置前の届出などを義務づけています。

【地球温暖化防止対策】

- 「田布施町地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設の節電や節水、燃料使用量の削減など、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

施策の体系

環境にやさしい社会の形成

1 参加と協働による環境美化の推進

2 美しい景観づくり

3 豊かな自然環境の保全

4 廃棄物対策の充実

5 環境の保全及び啓発活動の推進

6 地球温暖化防止対策の推進

主要な施策

1 参加と協働による環境美化の推進

- (1) 快適な生活空間が保たれるよう、住民、企業、行政の参加・協働による美化運動を推進するとともに、環境美化意識の向上を促進します。
- (2) 住民の清掃活動に対する支援など、住民参加による環境美化活動を促進します。また、「美しいまちづくり推進条例」に基づき、美化活動への奨励・支援措置を継続します。
- (3) 河川や海岸、道路、空き地、森林などへのごみの不法投棄の防止に努めます。実際の不法投棄の発生箇所ではパトロールの強化や啓発看板設置により不法投棄防止対策を行います。

2 美しい景観づくり

- (1) 農地の有効利用などにより、荒廃農地の減少に取り組み、美しい田園風景の保全に努めます。

3 豊かな自然環境の保全

- (1) 瀬戸内海国立公園及び石城山県立自然公園の優れた自然の風景の保全に努めます。
- (2) 田布施川流域の水質保全と快適な生活環境の整備を図るため下水道事業の計画的な推進、浄化槽の普及拡大、森林の適切な経営管理を行うための計画的な植林、保育による人工林の整備などにより、人に優しい自然環境の保全に努めます。
- (3) 開発規制や保安林、鳥獣保護区などの指定により環境保護を図るとともに、貴重な野生生物の保護にも努めます。

4 廃棄物対策の充実

- (1) ごみの発生、排出抑制と減量化に対する意識向上のため、住民・事業者・行政の協働による3R運動を推進します。
- (2) 廃棄物処理施設の適正な運営・管理を行い、老朽化した施設の計画的な改修に努めます。
- (3) 家庭から排出される可燃ごみのうち、大きな割合を占める厨芥ごみ（生ごみ）の排出抑制の取組を推進します。また、事業者には、食品リサイクル法に基づく食品系廃棄物のリサイクルの積極的な実施を呼びかけ、生ごみの減量化に努めます。
- (4) 熊南総合事務組合の最終処分場については、今後、新たな用地の確保が必要となるため、ごみの減量化・再資源化を推進することにより、延命化を図っていきます。
- (5) 大規模災害にともなって発生する災害廃棄物については、「田布施町災害廃棄物処理計画」に基づき、適切な処理に努めます。

5 環境の保全及び啓発活動の推進

- (1) 水質汚濁や大気・土壌などの汚染、騒音・振動・悪臭などの事業所による公害を防止するため、監視・指導の強化を図るとともに、企業進出に対しては公害防止協定の締結を積極的に進め、環境汚染の発生が予想される施設に対しては、公害防止設備の導入を促進するとともに立入り検査を行い、公害の防止に努めます。
- (2) 河川・海の水質汚濁を防止するために、下水道の整備及び合併浄化槽の設置を促進するとともに、家庭排水の浄化、環境負荷のより低い農薬・化学肥料の使用など、住民の環境保全への取組を促進します。
- (3) 太陽光発電設備の適切な設置・管理について、適切な管理が不十分な事業者に対して指導を行い、近隣住民の生活環境の保全を図ります。
- (4) 土砂などによる埋立てについて、関係条例などに基づき必要な規制を行うことで、地域住民の安全と良好な生活環境を確保します。

6 地球温暖化防止対策の推進

- (1) 低炭素社会と持続的な資源循環型社会の実現に向けて、住民や事業者に対し、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動など、それぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取組を促進します。

個別計画・関連計画

- 田布施町環境基本計画
- 田布施町景観計画
- 田布施町鳥獣保護管理事業計画
- 田布施町鳥獣被害防止計画
- 田布施町一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）
- 田布施町災害廃棄物処理計画
- 田布施町地球温暖化対策実行計画

基本目標4 美しく暮らしやすいまちづくり

2 安全な水の安定供給



施策の目的

田布施・平生水道企業団の経営改革及び改善を進め、安全でおいしい水を安定的に供給します。

現状と課題

【上水道経営】

- 上水道は、田布施・平生水道企業団の経営の健全化を図るために全国的にも先進的な包括委託や職員数の半減、滞納対策の強化、上下水道徴収一本化、企業債の借換などを実施していますが、赤字解消までには至っておらず、早急に総合的・抜本的な経営改革を進めるためにも、柳井地域広域水道企業団との垂直統合や企業誘致を進めるための工業用水の見直しなどを研究する必要があります。

【水道事業の持続】

- 老朽化した配管の整備を順次実施しています。三宅配水池施設をはじめ、水道施設の老朽化が進んでおり、長寿命化や改修を計画的に実施する必要があります。
- 柳井圏域の市町及び田布施・平生水道企業団との意見交換会を実施し、水道事業の持続のための検討をしています。
- 水道料金安定化対策費補助金の継続について県知事に要望しています。また、柳井地域広域水道企業団との垂直統合については、水道事業の広域化を検討しています。
- 水道料金安定化対策費補助金については、広域化の検討が進展しないと国・県補助が受けられなくなる可能性があります。
- 工業用水については、企業を誘致し企業撤退を防止するため、技術的な問題や工事費の捻出などの検討課題が山積しています。
- 大規模災害などによる断水に対して迅速な対応が必要となります。

【飲料水供給施設】

- 大平飲料水供給施設は、貯水タンクや送配水管が老朽化しているため漏水が発生することがあります。貯水タンクや配管の取り替えについて検討する必要があります。

施策の体系

安全な水の安定供給

- 1 安全かつ安定した水の供給
- 2 経営改革による水道事業の持続
- 3 飲料水供給施設の適切な管理

主要な施策

1 安全かつ安定した水の供給

- (1) 安全でおいしい水を安定的に供給するため、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団において水質管理体制の強化や計画的な水道施設整備に努めます。また、災害時においても一定の供給を維持できる水道システムの構築を図ります。

2 経営改革による水道事業の持続

- (1) 厳しい経営状況にある田布施・平生水道企業団の経営改革及び改善を継続するとともに、柳井地域の水道事業広域化の効果を検討するため基本計画の策定に取り組みます。また、県の水道料金安定化対策費補助金の継続を要望します。

3 飲料水供給施設の適切な管理

- (1) 衛生的で安全な飲料水を供給するため、大平飲料水供給施設の適切な維持管理に努めます。また、持続可能な給水設備の整備について調査します。

個別計画・関連計画

- 水道事業経営プラン
(田布施・平生水道企業団)



田布施・平生水道企業団給水活動の様子

基本目標4 美しく暮らしやすいまちづくり

3 生活排水対策などの推進



施策の目的

公共下水道による下水道整備、その他の地域は合併浄化槽による汚水処理を進めるとともに、雨水対策を推進します。

現状と課題

【汚水処理】

- 田布施町汚水処理構想は、平成28年度に見直しを行い、公共下水道と合併浄化槽による整備に方針を変更しました。
- 合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付しています。今後も単独処理浄化槽や汲取便槽を使用している家庭の合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

【雨水対策】

- 宅地開発による遊水地の減少や異常気象による局所的な集中豪雨に伴い、雨水による浸水被害が町内各地で発生しており、雨水対策は緊急の課題になっています。このような状況の中、現在、本町地区、浜城地区、助政・蓮輪地区における雨水対策を実施しています。

下水道整備実績と計画

区 分		実 績		計 画	
		平成30年度	令和元年度	令和7年	
行政人口	A	15,271	15,093	14,200	(注1)
処理区域内人口	B	7,407	7,335	7,053	(注2)
水洗化人口	C	7,296	7,189	6,950	(注3)
普及率	B/A	48.5	48.6	49.7	
利用（接続）率	C/B	98.5	98.0	98.5	
処理区域面積		284.8	286.1	377.0	(注4)

資料：建設課

(注1) 田布施町流域関連公共下水道事業計画P19将来行政人口推計結果より

(注2) アクションプラン整備人口より

(注3) 過去実績水洗化率より逆算

(注4) 田布施町流域関連公共下水道事業計画P1計画区域面積より

施策の体系

生活排水対策などの推進

1 汚水処理の推進

2 雨水対策の推進

3 経営改革による下水道事業の持続

4 し尿処理対策の充実

主要な施策

1 汚水処理の推進

- (1) 田布施町汚水処理構想により、原則、計画区域内は公共下水道による下水道整備、その他の地域は合併浄化槽による汚水処理を進めていきます。しかしながら、公共下水道による汚水処理整備は、長い年月と多額の費用を要するため、事業計画区域内においては、公共下水道による整備を図るとともに、公共下水道の整備が早期に見込まれない箇所については、合併浄化槽の設置に対する補助制度を実施しています。また、事業計画区域内外においては公共下水道または合併浄化槽による効率的な手法により整備を図ります。

2 雨水対策の推進

- (1) 県は田布施川、灸川、新堀川において河川改修を進めており、特に新堀川河川改修は、「田布施町流域関連公共下水道事業計画（雨水）」との関連が強いため県との整合性を図りながら町の雨水幹線を整備します。
- (2) 雨水幹線の整備方針としては、県事業を継続して市街地の最下流部から年次的に水路の整備を計画していきます。河川や水路は長期的な計画のもとに整備されることから、浸水地区の現況を改善するための早期対策として、一本松地区貯留施設の貯留雨水を田布施川に放流する施設整備の促進を図ります。

3 経営改革による下水道事業の持続

- (1) 経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などにさらに的確に取り組むため、令和5年4月1日を目途に公営企業会計に移行します。

4 し尿処理対策の充実

- (1) し尿処理については、公共下水道への転換や合併浄化槽の設置を促進するとともに、既設の浄化槽の適正管理のための指導強化を図ります。合併処理浄化槽から発生する汚泥の最終処分場である周東環境衛生組合の「衛生センター」が老朽化しており、周東環境衛生組合と関係市町（岩国市・柳井市・平生町・上関町・田布施町）にて対策を進めます。

個別計画・関連計画

- 田布施町流域関連公共下水道事業計画
- 田布施町一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）



中央雨水1号幹線



田布施川流域下水道浄化センター（米出）

基本目標 4 美しく暮らしやすいまちづくり

4 道路の整備



施策の目的

広域道路ネットワークの整備と町道や橋梁の維持管理を推進し、町内のつながりと一体性の確保とともに、安全で快適な移動環境づくりを進めます。

現状と課題

【町内の幹線道路】

- 町内の幹線道路は、国道及び県道が主体です。県道は、主要地方道が4路線、一般県道が5路線あり、国道へのアクセス、周辺市町や、町内連絡と一体性の確保に大きな役割を果たしています。
- 広域農免農道はすべて町道となり、川西地区などの一部を除き整備済です。
- 道路整備後の交通量の増加に伴い道路維持管理の対応が必要となっています。

【町道】

- 町道については、日常生活、通勤通学など住民の生活道として311路線を整備しています。しかし、老朽化の進行に伴い、数多くの整備課題があります。
- 町内の橋梁の多くは高度成長期に建設されており、今後、橋の架け替えなど事業費の増大が予想され、適切な維持管理により長期間使用可能な橋梁とすることが求められています。
- 豆尾第1踏切の拡幅については、西日本旅客鉄道株式会社と、その他関係機関との協議を進め踏切の拡幅を実施する予定です。

施策の体系

道路の整備

- 1 広域道路ネットワークの整備
- 2 道路・橋梁の整備

主要な施策

1 広域道路ネットワークの整備

- (1) 柳井市、周南市への道路ネットワークを推進し、国道188号改良の早期着手について国などに要望していきます。
- (2) 県道については、県道平生港田布施線（蓮輪～助政）、県道周東田布施線（小行司地区）、県道光柳井線（三宅～岸田、天神～土井ノ内）、県道光上関線（本町～砂田、瀬戸バイパス）、県道別府田布施停車場線などの整備について事業を推進します。

2 道路・橋梁の整備

- (1) 町道の整備については、国道や県道とのアクセスや交通事情、地元の状況などを考慮して整備を推進します。
- (2) 橋梁及び道路の保守管理は今後重要となることから、橋梁点検や道路ストック点検により道路などの修繕に関する計画などを作成し、計画的な橋梁補修や道路補修などにより修繕費などの軽減を図ります。城南橋などについては、田布施川河川改修事業、県道改良事業との連携、整合を図りながら、早期の改修要望をします。また、以前からの懸案事項であった豆尾第1踏切の改良を予定しています。



豆尾第1踏切

基本目標 4 美しく暮らしやすいまちづくり

5 住むための環境整備



施策の目的

住宅の確保、空家対策、公園・緑地の整備などによる安全で快適な住環境づくりを進めます。

現状と課題

【住環境整備の背景】

○高齢社会を迎え、安心して住み続けられる住宅環境や環境負荷の低減を図る工夫が必要となっています。

【住宅取得支援】

○町内に住宅を取得する親元同近居する子世帯や子育て世帯に対して支援を行なうとともに、2年ごとに住宅取得支援の内容を見直していますが、人口が減っていく中で、これまで以上の支援の拡充を検討する必要があります。

【空家】

- 町では、平成27年9月に「田布施町空家等対策の推進に関する条例」を制定し、「田布施町空家等対策計画」に基づき、危険空家（特定空家）除却を行っています。
- 固定資産税納税通知書に空家バンクへの登録を促す案内文書を同封する取組を行っています。また、お試し暮らし住宅「おいでえ」を拠点とした定住促進を図っています。
- 危険空家の除去などを促進していますが、経費もかかり、危険空家の除却はあまり進んでおらず、空家バンクへの登録を促進するための周知をより積極的に行う必要があります。

【町営住宅】

○城南住宅の建替計画を策定し、整備に伴う一部解体に着手しています。また、民間住宅を借り上げて運営する方法なども検討する必要があります。

【情報通信網】

- 情報通信網の格差是正を図るため、町内全域で大容量の情報データを短時間に送受信できる超高速ブロードバンドの整備が必要となっています。
- 離島を除く町内全域の光ファイバー網の拡充を令和3年度中に完了する予定であり、超高速ブロードバンドサービスを活用した施策を検討する必要があります。
- 離島である馬島について、情報通信網の格差が生じており、今後、光ファイバー網の利用も含めた超高速ブロードバンドサービスの利用の可能性を検討する必要があります。

施策の体系

住むための環境整備

1 住環境の充実

2 公園・広場の有効活用と適正な管理

3 町営住宅の整備

4 情報通信網の整備及び利活用

主要な施策

1 住環境の充実

○人と環境にやさしい住宅供給の推進

- (1) 快適に安心して住み続けられるよう、住宅の情報提供や相談体制の充実に努め、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の普及を図ります。
- (2) 環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりに向けて、環境負荷を低減するための技術の活用や工夫に関する住宅の情報提供を図り、普及を促進します。

○空家などの対策の促進

- (1) 「田布施町空家等対策計画」に基づき危険空家の除去などを促進します。
- (2) 引き続き、空家バンクへの登録を促進し、移住希望者などへ利用を促します。

2 公園・広場の有効活用と適正な管理

- (1) ふるさと詩情公園に童謡や唱歌を楽しむ歌碑が26基あり、その内10基にはミュージックボックスが設置されており、今後、河川改修に合わせて歌碑4基を追加整備します。また、公園を活用したイベントの実施や子育て世代、若者が自由に集い、親しみ、情報交換のできる場を提供し、情緒豊かな特色のある公園としての利用を促進します。
- (2) 農村公園、児童遊園は、子どもたちの遊び場だけでなく、住民にとっても安らぎをあたえてくれる貴重な施設ですが、遊具の老朽化も進んでおり、利用状況なども含めて、今後集約化も検討します。既存の遊具は、定期点検により不良箇所については修繕し、危険と判断した場合は撤去も検討します。

3 町営住宅の整備

- (1) 「田布施町公営住宅等長寿命化計画」に基づく建替、住戸改善、用途廃止を推進し、城南住宅を子育て世帯向け住宅として建替を実施します。また、老朽化している波野、名倉、尾崎住宅については、地域に配慮した重点住宅団地の集約化を進めます。
- (2) 民間住宅を借り上げて、公営住宅として貸し出す高齢者住宅の調査・研究を行います。

4 情報通信網の整備及び利活用

- (1) 町内全域に光ファイバー網による超高速ブロードバンドの整備（離島を除く）を行いました。その一方で、離島である馬島には超高速ブロードバンドが利用できる環境がないため、超高速ブロードバンド整備ができるか検討・調査を行います。
- (2) 光ファイバー網を基盤とした超高速ブロードバンドサービスを活用した施策の検討を行います。

個別計画・関連計画

- 田布施町都市計画マスタープラン
- 田布施町公営住宅等長寿命化計画
- 田布施町空家等対策計画



町営住宅（波野団地住宅）



田布施川河川公園

基本目標4 美しく暮らしやすいまちづくり

6 土地の適切な管理と活用（都市計画）



施策の目的

都市計画の適切な運用や空き地対策などを推進します。

現状と課題

- 農業の衰退による休耕田や耕作放棄地増加による、景観などを損なう状況が生じていますが、国営ほ場整備などを推進し、農地の利活用を促進し、景観の維持に努めています。
- 都市計画用途区域内を中心に、民間事業者による宅地の開発が進んでいます。
- 人口減少・高齢化の進展にともなう土地の利用ニーズの低下や相続などによる所有者の変更による所有者意識の希薄化などにより、所有者不明の土地が増加する恐れがあります。また、そのことにより、公共事業の推進などの様々な場面において円滑な事業実施の支障になる恐れがあります。

施策の体系

土地の適切な管理と活用 （都市計画）

1 適切な土地利用と都市計画の運用

2 空き土地などへの対策

主要な施策

1 適切な土地利用と都市計画の運用

- (1) 引き続き、「田布施農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地を保全し、国営緊急農地再編整事業などを進めることで、荒廃農地を解消し、美しい田園を保全し、魅力ある風景を残します。
- (2) 瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園に指定されている地域において、自然環境・景観の保全を図るとともに、適正な有効利用を促進します。
- (3) 町内全体のバランスを取りながら、下水道や生活道路網の整備、宅地開発の促進を行い、高齢者や障がい者に優しいまちづくりを進め、魅力ある都市地域の形成に努めます。
- (4) 町の市街地を形成する中央南地区における土地利用の高度化促進に努めます。
- (5) 必要に応じて、都市計画上の用途区域の見直しを行います。

2 空き土地などへの対策

- (1) 「所有者不明土地法」の施行にともない、関係機関や関係課で連携して今後予想される事務への対応に努めます。

個別計画・関連計画

- 田布施町都市計画マスタープラン
- 田布施農業振興地域整備計画



ほ場整備事業（区画整理後の麻郷奥団地）



都市計画街路

基本目標4 美しく暮らしやすいまちづくり

7 公共交通の維持



施策の目的

町内のバス路線の維持と交通弱者への配慮などを進めるとともに、公共交通の維持を図ります。

現状と課題

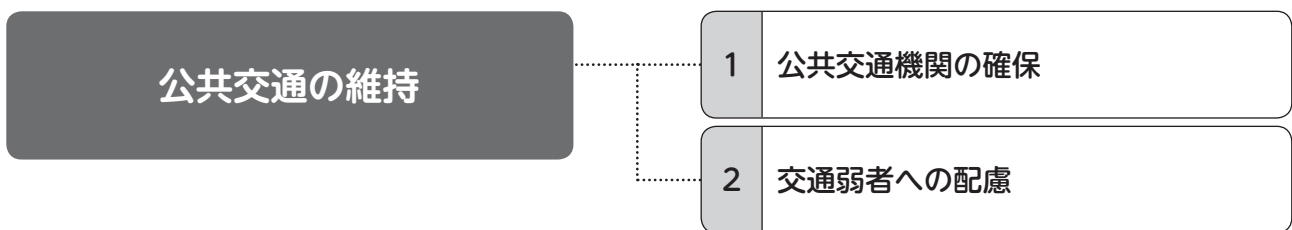
【JR】

○公共交通機関である鉄道は、町の中心部にJR山陽本線の田布施駅があり、通勤通学的手段として利用されており、利用客は横ばい傾向が続いています。町の顔にふさわしい、駅周辺の整備とともにさらなる利用の促進が求められています。

【バス路線・航路】

- 防長交通株式会社による町内を経由するバス路線に対して補助金を支出して路線の維持を支援しています。また、買い物送迎サービスについては、運営主体である田布施町社会福祉協議会などの関係団体と連携して今後の運営方針について検討しています。
- 買い物送迎サービスに登録済みの人について利用率の向上を図る必要があります。そのため、アンケート調査などを通じて住民のニーズを把握する必要があります。
- 共同航路事業の実施主体である熊南総合事務組合に対し、共同航路の維持を支援しています。現在は、緊急時、離島からの患者搬送について、地元住民との合意に基づき漁船による搬送を行っていますが、搬送の担い手の減少が見込まれる中、継続的に運用できるしくみの検討が必要となっています。

施策の体系



主要な施策

1 公共交通機関の確保

- (1) 町内のバス路線が今後とも運行されるよう、利用促進や財政支援に努めます。
- (2) 熊南総合事務組合が運航している馬島・佐合島航路は、代替交通機関もなく、島民の生活確保のためにも航路の存続は必要です。航路を存続・維持するためには、経営の効率化・航路の活性化が課題であり、今後、熊南総合事務組合、平生町とともに利用増進に努めます。

2 交通弱者への配慮

- (1) 買い物送迎サービス事業については、登録者の増加に向け、関係団体と連携して取り組み、より良いサービスになるよう努めます。
- (2) 少子高齢化が進展していく中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、現在、各地域で協議体（話し合いの場）の設置を進め、支え合う地域づくりを推進しています。この協議体において高齢者のニーズ把握に努め、買い物などの外出支援など、地域の特性に応じた支え合いが実施できるよう協議していきます。

個別計画・関連計画

●田布施町地域内フィーダー系統確保維持計画



JR田布施駅



ましま丸 (馬島・佐合島航路)